

報道関係者 各位

令和6年5月31日

【照会先】

職業安定部 職業対策課

課 長 松本 和彦

外国人雇用対策担当官 日吉 忠夫

(直通電話) 028 (610) 3557

労働基準部 監督課

課 長 安武 寿和

主任地方労働基準監察監督官 常盤 宗孝

(直通電話) 028 (634) 9115

雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 北條 正典

労働紛争調整官 鈴木 裕司

(直通電話) 028 (633) 2795

職業安定部 訓練課

課 長 萩原 勝利

地方人材育成対策担当官 佐藤 高子

(直通電話) 028 (610) 3558

6月は「外国人雇用啓発月間」です

「ともに創ろう、みんなが働きやすい職場 ～外国人雇用はルールを守って適正に～」が
今年の標語です

厚生労働省、栃木労働局は、6月1日からの1か月間を「外国人雇用啓発月間」とし、「ともに創ろう、みんなが働きやすい職場 ～外国人雇用はルールを守って適正に～」を今年の標語に、適正な外国人雇用に関する積極的な周知・啓発活動を行います。

外国人労働者の就労状況を見ると、派遣・請負の就労形態での雇用が多く、雇用が不安定な場合や、労働・社会保険関係法令が遵守されていない事例などが見られます。

この状況を受け、現在、政府は一丸となって外国人材の受入れ・共生のための取組みを推進しており、外国人の雇用についてさまざまな対策を実施しています。

栃木労働局では、この月間を通して、事業主団体などの協力のもと、事業主を対象に労働条件などルールに則った外国人の雇用や外国人労働者の雇用維持・再就職援助などについて積極的な周知・啓発活動を行っていきます。

「外国人雇用啓発月間」概要

1 実施期間

令和6年6月1日（土）から6月30日（日）までの1か月間

2 主な内容

（1）各種会合における事業主などに対する周知・啓発

栃木労働局、ハローワークは、この月間中の6月28日（金）に「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（外国人雇用管理指針）などについての外国人雇用管理セミナーを開催します。また、その他の事業主が集まる会合において関係資料の配布や助成措置の周知・啓発に努めます。

（2）ポスター・パンフレットの作成・配布

厚生労働省が作成した「外国人雇用啓発月間」のポスターを、ハローワークなどに掲示します。また、パンフレットなどを、関係機関や事業主団体を通じて事業主などへ配布します。

（3）事業主団体などを通じた周知・啓発、協力要請

厚生労働省、栃木労働局、労働基準監督署、ハローワークは、事業主団体などに対し、適正な外国人雇用に関する積極的な周知・啓発を行うよう協力要請を行います。特に、外国人の雇い入れと離職の際にすべての事業主に義務付けている「外国人雇用状況の届出」がより徹底されるよう、事業主への周知に努めます。

（4）個々の事業主などに対する周知・啓発、指導

栃木労働局、労働基準監督署、ハローワークは、事業主などに対し、さまざまな機会を利用して外国人の雇用・労働条件に関する取り扱いの基本ルールについて、情報提供や積極的な周知・啓発、指導を行います。特にハローワークでは、外国人雇用管理指針に基づき、外国人労働者の雇用管理改善指導などを積極的に実施します。

（5）技能実習生の受入れに関する事業主などへの周知・啓発、指導

- ・ 栃木労働局、労働基準監督署、ハローワークは、技能実習制度に基づいて技能実習生を受け入れている事業主および監理団体に対し、あらゆる機会を通じて周知・啓発、指導を行います。
- ・ 「外国人技能実習機構」を始めとする関係機関と連携を図り、技能実習生についても、外国人雇用の基本ルールの遵守が求められることや、労働基準法や最低賃金法などの労働関係法令が適用されることについて周知・啓発を行います。
- ・ 実習先から失踪した技能実習生が実習先以外で就労する場合を含め、出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて就労するなどの不法就労活動をさせた事業主は、「出入国管理及び難民認定法」に違反します。この件については、出入国在留管理庁作成の不法就労防止に関するリーフレットの配布を通じ、周知・啓発を行うとともに、妊娠や出産を理由に不利益な取扱いを受けることのないよう、周知・啓発を行います。
- ・ 不適切な解雇などの予防に関する周知・啓発および指導を行うほか、ハローワークでは、関係機関の協力などにより、「外国人雇用状況の届出」を提出していない事業主を把握した場合には、厳格に指導を行います。
- ・ 労働基準監督署では、労働基準関係法令違反が疑われる技能実習生受け入れ事業主等に対して監督指導を実施し、違反が認められた場合にはその是正に向けて指導を行い、悪

質な事業主等に対しては、送検を行うなど厳正に対処します。また、労働基準監督機関と「外国人技能実習機構」との間に設けた相互通報制度の適切な運用に努めます。

- ・ 労働基準関係法令違反に関連して技能実習生に対する労働搾取目的の人身取引が疑われる事案については「外国人技能実習機構」との合同監督・調査を行い、違反が認められ、かつ、悪質性が認められるものなどについては送検を行うなど、厳正に対処します。

(6) 留学生就職支援窓口等の周知

宇都宮新卒応援ハローワーク内に設置している「留学生コーナー」で、留学生の就職支援を行っていることを周知します。

また、求職者が仕事の探し方等について相談できる「ハローワークコールセンター（多言語窓口）」や、全国のハローワークの窓口で利用可能な電話通訳サービス「多言語コンタクトセンター」を活用した多言語対応による外国人求職者の職業相談ができることを周知します。

【ハローワークコールセンター（多言語窓口）】（委託事業）

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
英語	月～土	●平日（月～金） 午前8時30分～午後6時 ●土曜 午前10時～午後5時	0800-919-2901
中国語			0800-919-2902
韓国語			0800-919-2903
ポルトガル語			0800-919-2904
スペイン語			0800-919-2905
タイ語			0800-919-2906
タガログ語			0800-919-2907
ベトナム語			0800-919-2908
ネパール語			0800-919-2909
インドネシア語			0800-919-2910

※ 開設日は、日曜・祝日・12月29日～1月3日を除きます。

※ 通話料は、発信者負担となります。

(7) 労働条件などの相談窓口の周知

外国人労働者の方からの相談に的確に対応するため、「外国人労働者向け相談ダイヤル」などで、13言語（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、韓国語、タイ語、インドネシア語、カンボジア語（クメール語）、モンゴル語）により、労働条件などの相談を受け付けていることを周知します。また、栃木労働局および労働基準監督署では「総合労働相談コーナー」を設置し、職場におけるハラスメントや解雇などのトラブルに関する相談を受け付けています。多言語での相談については「栃木労働局外国人労働者相談コーナー」において対応していることを周知します。

【外国人労働者向け相談ダイヤル】

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
英語	月～金	午前 10 時～午後 3 時 (正午～午後 1 時は除く)	0570-001-701
中国語			0570-001-702
ポルトガル語			0570-001-703
スペイン語			0570-001-704
タガログ語			0570-001-705
ベトナム語			0570-001-706
ミャンマー語	金		0570-001-707
ネパール語	月～木		0570-001-708
韓国語	木、金		0570-001-709
タイ語	木		0570-001-712
インドネシア語	火		0570-001-715
カンボジア語 (クメール語)	水		0570-001-716
モンゴル語	金		0570-001-718

※ 開設日は、祝日、12月29日～1月3日を除きます。

※ 通話料は、発信者負担となります。

※ 相談時間や相談曜日などを一時的に変更する場合があります。

【労働条件相談ほっとライン】(委託事業)

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
日本語	月～日 (毎日)	●平日(月～金) 午後 5 時～午後 10 時 ●土日・祝日 午前 9 時～午後 9 時	0120-811-610
英語			0120-531-401
中国語			0120-531-402
ポルトガル語	月～土		0120-531-403
スペイン語	木、金、土		0120-531-404
タガログ語	火、水、土		0120-531-405
ベトナム語	火、水、金～日		0120-531-406
ミャンマー語	水、日		0120-531-407
ネパール語			0120-531-408
韓国語	木、日		0120-613-801
タイ語			0120-613-802
インドネシア語			0120-613-803
カンボジア語 (クメール語)	月、土		0120-613-804
モンゴル語			0120-613-805

※ 開設日は、12月29日～1月3日を除きます。

※ ウェブサイト <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

【栃木労働局外国人労働者相談コーナー】

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
英語 ポルトガル語 スペイン語	月～金	午前 9 時～ 午後 4 時 30 分 (正午から 1 時間を除く)	028-634-9115 (栃木労働局)
中国語	水	午前 8 時 30 分～午後 4 時 (正午から 1 時間を除く)	0282-24-7766 (栃木労働基準監督署)

【資料 1】 令和 6 年度「外国人雇用啓発月間」の取組内容

【資料 2】 ポスター「外国人雇用啓発月間」

【資料 3】 パンフレット「外国人雇用はルールを守って適正に」

【資料 4】 パンフレット「外国人労働者の人事・労務支援ツールを作成しました」

【資料 5】 リーフレット「外国人労働者の職場定着のために助成金を活用しませんか？」

【資料 6】 リーフレット「在留資格「特定技能」が創設されました」（受入機関向け）

【資料 7】 パンフレット「事業者向け受入れ・定着マニュアル ～外国人と一緒に仕事をするために～」

【資料 8】 リーフレット「外国人雇用状況届出書（様式第 3 号）による届出はインターネットで登録できます」

【資料 9】 リーフレット「外国人を雇用する事業主の皆様へ 外国人の適正な雇用にご協力ください」

【資料 10】 リーフレット「妊娠を理由に技能実習を一時的に終了することはできません」

【資料 11】 リーフレット「仕事探しのトラブルを避けるために適正な会社を選びましょう！」

【資料 12】 リーフレット「外国人雇用実態調査を実施します」

【資料 13】 パンフレット「外国人向けハローワーク利用チェックリスト（やさしい日本語）」

(参考) URL

① 「外国人の方に人事・労務を説明する際にお困りではないですか？」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/tagengoyougosyu.html

② 「高度外国人材にとって魅力ある就労環境を整備するために～雇用管理改善に役立つ好事例集～」

<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11655000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu-Gaikokujinkoyoutaisakuka/486174.pdf>

③ 「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09808.html

④ 「外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18404.html

◆外国人に対する雇用管理・労働条件確保

・外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施、外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援

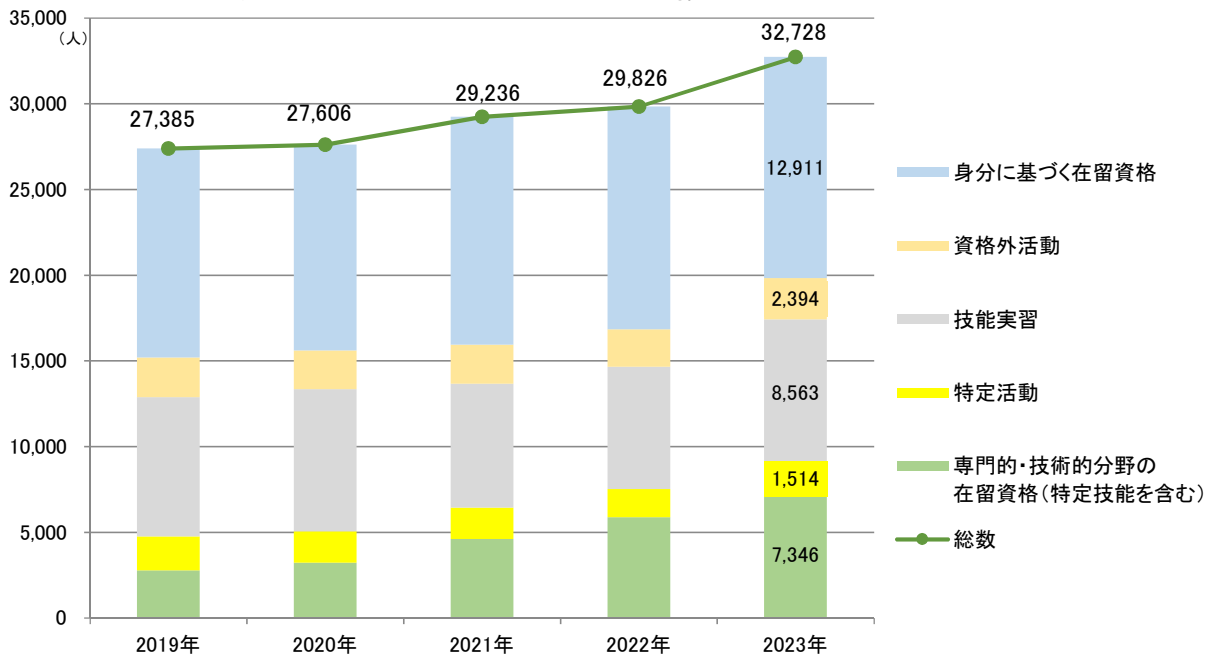
栃木県における外国人労働者数は、2023年10月末現在32,728人と、過去最高を更新し今後も増加が予想されます。また、2019年4月からは、在留資格「特定技能」も追加され、年々増加しています（同日現在2,574人、前年同日現在1,565人）。

増加する外国人材の就労を促進し、労働関係法令違反や人権侵害が生じることのないよう、関係機関との連携の下、事業主に対し、外国人雇用管理指針の周知・啓発、雇用管理セミナーの開催等、雇用管理改善に向けた相談・指導等の充実を図ります。

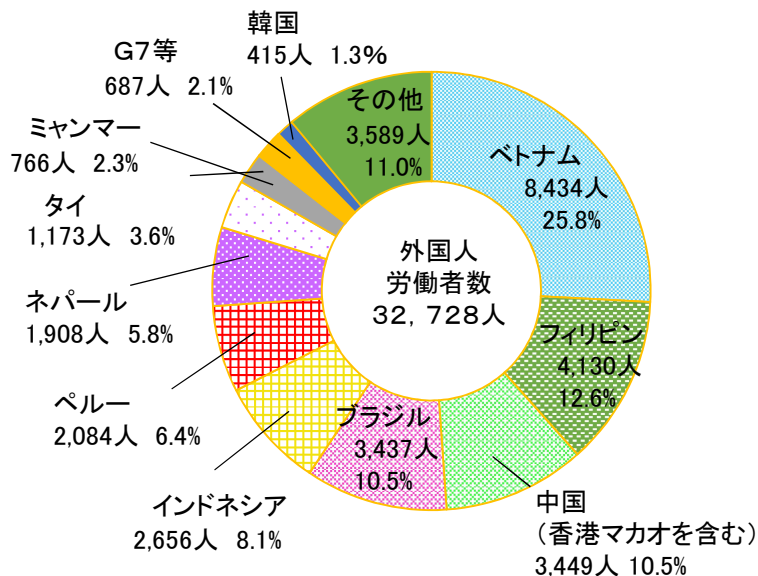
また、外国人留学生等と企業とのマッチングの機会を設けるため、栃木県等関係機関と連携を図りながら外国人留学生等に対するセミナーや説明会を開催します。

さらに、多国籍化が進む外国人求職者の相談に適切に対応するため、通訳員（電話通訳を含む）、多言語翻訳機を活用し、外国人労働者から寄せられる相談に対応します。

在留資格別にみた外国人労働者数の推移



国籍別外国人労働者の割合



出典：「2024年度栃木の労働行政」P22より抜粋
(注：労働局パンフレット)